

久万高原町くらし応援商品券

取扱事業所募集要項

【目的】

長引く燃料物価高騰対策として、日常生活を応援するとともに、消費喚起による経済活動の活性化を目的として、くらし応援商品券（以下「商品券」とします。）を発行します。

これに伴い、商品券取扱事業所を募集します。

【実施主体】 久万高原町（所管 総務課） 電話0892-21-1111

【換金窓口】

- ・久万高原町役場まちづくり戦略課、役場各支所
- ・久万高原町商工会

【商品券使用期間】 令和8年5月1日（金）～令和8年10月31日（土）

【募集期間】 令和8年2月16日（月）～商品券利用期間終了まで随時
※ただし、3月4日（水）を過ぎて登録された事業者様は、登録事業所名を掲載したPRチラシには掲載されません。

【参加資格】 久万高原町内で小売業・サービス業等を営む事業所

＜参加できない事業所＞

- （1）久万高原町外の事業所（移動販売車を除く）
- （2）暴力団対策法の規制を受ける事業所
- （3）その他町が特に指定する事業所

【登録方法】

参加希望の事業者は、裏面の取扱登録事業所に関するルールをご理解いただいた上で、「久万高原町くらし応援商品券参加事業所登録申請書」をご提出ください。

【提出先】

役場総務課（FAX可（0892-21-2860））まで申請書をご提出ください。

取扱事業所登録に関するルール

1 商品券が使える商品やサービスについて

- 商品券は、原則として、取扱登録事業所の全ての商品・サービス（特売品、値引き商品等を含む。）の支払いに利用できるものとします。
- 有効期限（令和8年10月31日（土））が過ぎた商品券は無効となり利用できません。
- 商品券は、払い戻し、交換、譲渡及び売買を行うことはできません。
○つり銭の支払いは行わないものとします。

（裏面に続く）

＜商品券の利用対象にならないもの＞

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料などの公共料金
- (2) 商品券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (3) たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (6) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

2 登録・参加料について 無料

3 商品券の換金について

- 参加事業所は商品券を精算するときは、**使用済み商品券裏の指定欄に事業所名を記入または押印のうえ「久万高原町くらし応援商品券換金請求書」と併せて役場まちづくり戦略課、各支所または商工会まで提出してください。**
- 換金の請求方法は口座振込のみとします。振込日は、月3回とし、詳細は下記をご覧ください。

口座振込日（参考）

	請求書締切日	支払日
5月	5/12	5/28
6月	5/21	6/8
	6/2	6/18
	6/11	6/29
7月	6/22	7/8
	7/3	7/22
	7/9	7/28
8月	7/23	8/10
	7/30	8/18
	8/12	8/28
9月	8/21	9/8
	9/3	9/24
	9/7	9/28
10月	9/17	10/8
	9/30	10/19
	10/9	10/28
11月	10/22	11/9
	10/30	11/18
	11/11	11/30
12月	11/19	12/8

※事務処理の都合上、お支払いが遅れる場合がありますので予めご了承ください。

○金融機関の指定はありません。

○手数料は無料です。

○精算期間が過ぎると換金できません。※最終期日 令和8年11月19日（木）

4 取扱事業所の責務

- 取扱事業所はこの募集要項を遵守し、偽造を疑われる場合や不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りは拒否し、速やかに久万高原町総務課にご連絡ください。
- 利用対象者が限定されるため、利用者の情報について知りえた事項については口外しないようお願いします。

5 取扱登録事業所であることの表示

- 取扱登録事業所用ポスターを見やすい場所に掲示してください。
- ※4月中旬に配布予定です。